

申請書提出前のチェックリスト (登記名義人住所・氏名変更に用)

法務局

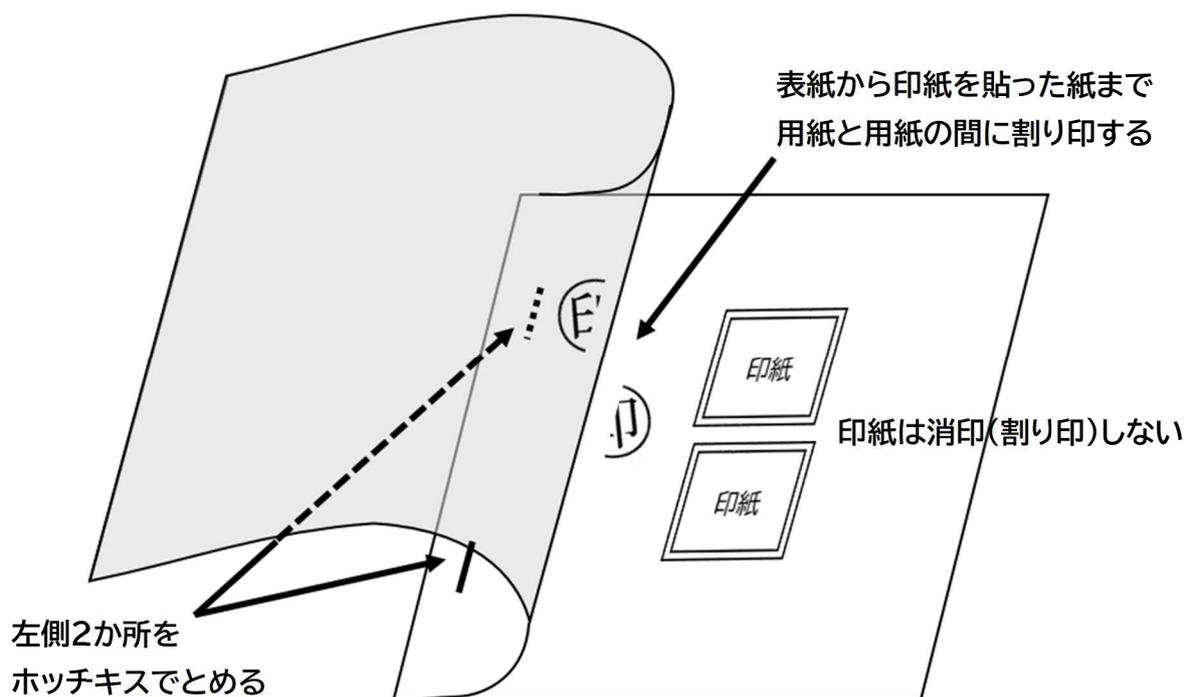
以下の事項を確認して、右の□にチェックしてください

1	提出先の法務局(管轄)に誤りはありませんか？	<input type="checkbox"/>
2	変更後の事項は住民票(住所変更の場合)または戸籍(氏名変更の場合)と一致していますか？	<input type="checkbox"/>
3	原因(登記原因及びその日付)は記載していますか？	<input type="checkbox"/>
4	申請人(または代理人)の連絡先は記載していますか？ 平日 8:30 から 17:15 までの間に連絡できる電話番号を記載してください。	<input type="checkbox"/>
5	不動産の表示は正確ですか？ 登記事項要約書(または登記事項証明書)のとおりに記載してください。 区分建物の場合、敷地権の表示も必要です。	<input type="checkbox"/>
6	登録免許税の計算は正しいですか？ 不動産一つにつき1000円です。 敷地権付きの区分建物の場合は、敷地一つにつき1000円が追加されます。	<input type="checkbox"/>
7	登録免許税が必要な場合、収入印紙は貼っていますか？ 印紙の消印は法務局が行いますので、消印(割り印)はしないでください。	<input type="checkbox"/>
8	添付書類に漏れはありませんか？ 登記されている住所または氏名から現在の住所または氏名への変更を経緯が確認できる書類が必要です(申請書に住民票コードを記載すると住民票の添付を省略することができる場合があります。) 添付書類は、原本の還付を受ける場合を含め、必ず原本を提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	申請書のとじ方やまとめ方は、裏面に示したとおりになっていますか？ 裏面をご覧ください。	<input type="checkbox"/>

※ すべてにチェックしても補正がないとは限りません。

作成したリストは、申請書と一緒に提出してください。

申請書のとり方



申請書と添付書類のまとめ方

下の順にしてクリップなどでとめてください。

原本還付を受ける場合、登記後に返却を受ける原本は、別途クリップなどでまとめて提出してください。

